1　水質

（概要）

水質汚濁は、昭和 30 年代からの急速な工業化や都市化の進展により表面化し、早急に対処すべき問題となりました。こうしたことから、昭和 42（1967）年 8 月に公害対策基本法が施行され、昭和 45（1970）年 4 月に水質汚濁に係る環境基準が閣議決定されました。同年 12 月に水質汚濁防止法が公布され、翌昭和 46（1971）年 6 月に施行されました。このような各種の施策により工場や事業場からの排水規制が強化され、同所からの水質汚濁は軽減されました。しかし、都市化や生活様式の変化により一般家庭からの排水が水質汚濁に大きく影響を与えるようになりました。愛知県においては、昭和 55（1980）年 2 月に「愛知県生活排水対策推進要綱」が制定されました。平成 2（1990）年には、水質汚濁防止法の改正で、生活排水対策の推進が追加されました。

本市では、昭和 58（1983）年より香流川、雁又川、堀越川、香桶川、鴨田川、植田川の水質検査を実施し、水質汚濁の状況を監視してきました。平成 10（1998）年より、神明川、東山川、森孝川においても水質検査を実施し、本市の河川全ての水質検査を実施しています。

本市を流れる河川については、水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定を受けていませんが、矢田川上流（大森橋より上流）の類型を摘要して判断しています。

河川水質検査結果

5河川、8箇所の水質検査結果（位置図P63　参照）

1　香流川

⑴湯の花水門、⑵神明川合流点、⑶砂防公園、⑷西原橋

2　雁又川

3　堀越川

4　鴨田川

5　植田川

1-⑴香流川（湯の花水門）（年 6 回）

年度	pH	BOD	COD	SS	DO	全窒素	全りん
		mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l
5月	7.3	1.5	6.6	3	8.2	1.9	0.15
6月	7.5	1.1	5.5	3	8.2	1.5	0.12
8月	7.6	1.5	4.7	3	9.5	1.3	0.12
10月	7.3	1.3	3.7	7	9.2	1.9	0.13
12月	7.3	2.7	4.0	1	11	2.5	0.18
2月	7.3	3.2	5.4	4	12	4.9	0.27

1-⑵香流川（神明川合流点）（年 6 回）

年度	pH	BOD	COD	SS	DO	全窒素	全りん
		mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l
5月	7.0	2.8	11	16	7.7	1.5	0.27
6月	7.2	1.2	5.6	2	8.4	1.5	0.089
8月	7.1	1.1	4.8	3	8.5	0.83	0.095
10月	6.9	0.8	3.5	1未満	7.9	2.6	0.14
12月	7.0	3.8	4.8	2	9.5	3.9	0.34
2月	7.0	4.0	4.0	1	12	3.5	0.22

1-(3)香流川(砂防公園) (年2回)

年度	pH	BOD	COD	SS	DO	全窒素	全りん
		mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l
5月	7.2	2.5	5.2	5	7.6	1.2	0.16
6月	7.1	1.4	4.3	2	6.8	1.4	0.082
8月	7.4	4.1	6.3	10	6.0	0.82	0.085
10月	7.6	1.3	4.7	6	7.6	1.9	0.14
12月	7.2	3.2	5.9	4	9.6	2.8	0.24
2月	7.3	5.3	5.4	9	12	3.2	0.32

1-(4)香流川(西原橋) (年6回)

年度	pH	BOD	COD	SS	DO	全窒素	全りん
		mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l
5月	7.3	4.4	8.3	20	7.9	3.3	0.32
6月	7.3	3.5	6.7	12	7.4	3.0	0.240
8月	7.4	1.8	5.9	4	10	2.2	0.18
10月	7.3	2.8	6.5	3	7.3	4.0	0.20
12月	7.0	3.8	6.5	1	7.8	2.8	0.25
2月	7.3	6.7	7.3	5	9.7	6.6	0.33

2 雁又川(年6回)

年度	pH	BOD	COD	SS	DO	全窒素	全りん
		mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l
5月	7.4	1.8	7.9	5	9.9	5.3	0.54
6月	7.9	1.5	6.2	2	10	4.5	0.36
8月	8.3	2.3	8.8	6	11	5.7	0.93
10月	7.4	2.7	6.0	6	9.2	7.5	0.59
12月	7.2	3.1	8.5	2	11	10	0.61
2月	7.2	13	12	3	11	11	0.79

3 堀越川 (年2回)

年度	pH	BOD	COD	SS	DO	全窒素	全りん
		mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l
5月	7.2	4.0	15	6	6.9	20	0.96
8月	7.1	8.7	24	27	5.9	1.6	0.10
10月	7.4	8.3	9.4	15	7.0	4.0	0.15
12月	7.9	8.3	59	35	5.7	71	0.46

4 鴨田川 (年2回)

年度	pH	BOD	COD	SS	DO	全窒素	全りん
		mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l
5月	9.9	1.3	4.6	2	15	0.88	0.055
6月	9.7	1.1	3.6	1	12	1.0	0.056
8月	10.3	2.0	4.8	4	12	0.68	0.042
10月	9.5	0.8	2.8	5	13	0.99	0.061
12月	10.3	1.4	3.6	1	16	0.97	0.061
2月	9.0	1.9	2.2	2	14	1.0	0.059

8 植田川 (年2回)

年度	pH	BOD	COD	SS	DO	全窒素	全りん
		mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l
6月	7.4	2.5	6.0	9	8.6	0.46	0.051
2月	7.1	2.6	7.1	2	9.5	1.1	0.22

生活環境の保全に関する環境基準

河川

	利用目的の適応性	水素イオン濃度（pH）	生物化学的酸素要求量（BOD）	浮遊物質量（SS）	溶存酸素量（DO）	大腸菌群数
D類型	工業用水 2 級農業用水 及び 工業用水 3 級環境保全	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L以下	100mg/L 以下	2mg/L以上	－

香流川は、水域の指定がありませんので、矢田川上流(大森橋上流）の基準を適応しています。

用語

PH ： Power of Hydrogen 水素イオン指数

水の酸性、アルカリ性の度合いを表す指標で、水素イオン濃度の逆数の常用対数となります。PHが 7 の時中性でそれより大きいときはアルカリ性、小さいとき酸性になります。

BOD ： Biochemical Oxygen Demand 生物化学的酸素要求量

溶存酸素（DO）が十分ある中で、水中の有機物が好気性微生物により分解されるときに消費される酸素の量のことをいい、普通 20℃で 5 日間暗所で培養したときの消費量を指します。有機物汚染のおおよその指標になりますが、微生物によって分解されにくい有機物や、毒物による汚染の場合は測定できません。逆にアンモニアや亜硝酸が含まれている場合は微生物によって酸化されるので、測定値が高くなる場合があります。

BOD が高いと DO が欠乏しやすくなり、BOD が 10mg/リットル以上になると悪臭の発生などが起こりやすくなります。

COD ： Chemical Oxygen Demand 化学的酸素要求量

水中の有機物などを酸化剤で酸化するときに消費される酸化剤の量を酸素の量に換算したものです。

COD は、河川には環境基準値がなく、湖沼、海域には定められています。

SS ： Suspended Solids 浮遊物質

水中に浮遊又は懸濁している直径 2mm 以下の粒子状物質のことで、粘土鉱物による微粒子、動植物プランクトンやその死骸、下水、工場排水などに由来する有機物や金属の沈殿物が含まれます。浮遊物質が多いと透明度などの外観が悪くなるほか、魚類のえらがつまって死んだり、光の透過が妨げられて水中の植物の光合成に影響することがあります。

DO ： Dissolved Oxygen 溶存酸素量

酸素の溶解度は水温、塩分、気圧等に影響され、水温が高くなると小さくなります。DO は河川や海域の自浄作用、魚類などの水生生物の生活には不可欠なものです。一般に魚介類が生存するためには 3mg/リットル以上、好気性微生物が活発に活動するためには 2mg/リットル以上が必要で、それ以下では嫌気性分解が起こり、悪臭物質が発生します。

＊用語の解説は、国土交通省 関東地方整備局 京浜河川事務所の用語集から引用しました。

【資料】環境課

長 久 手 市 全 図

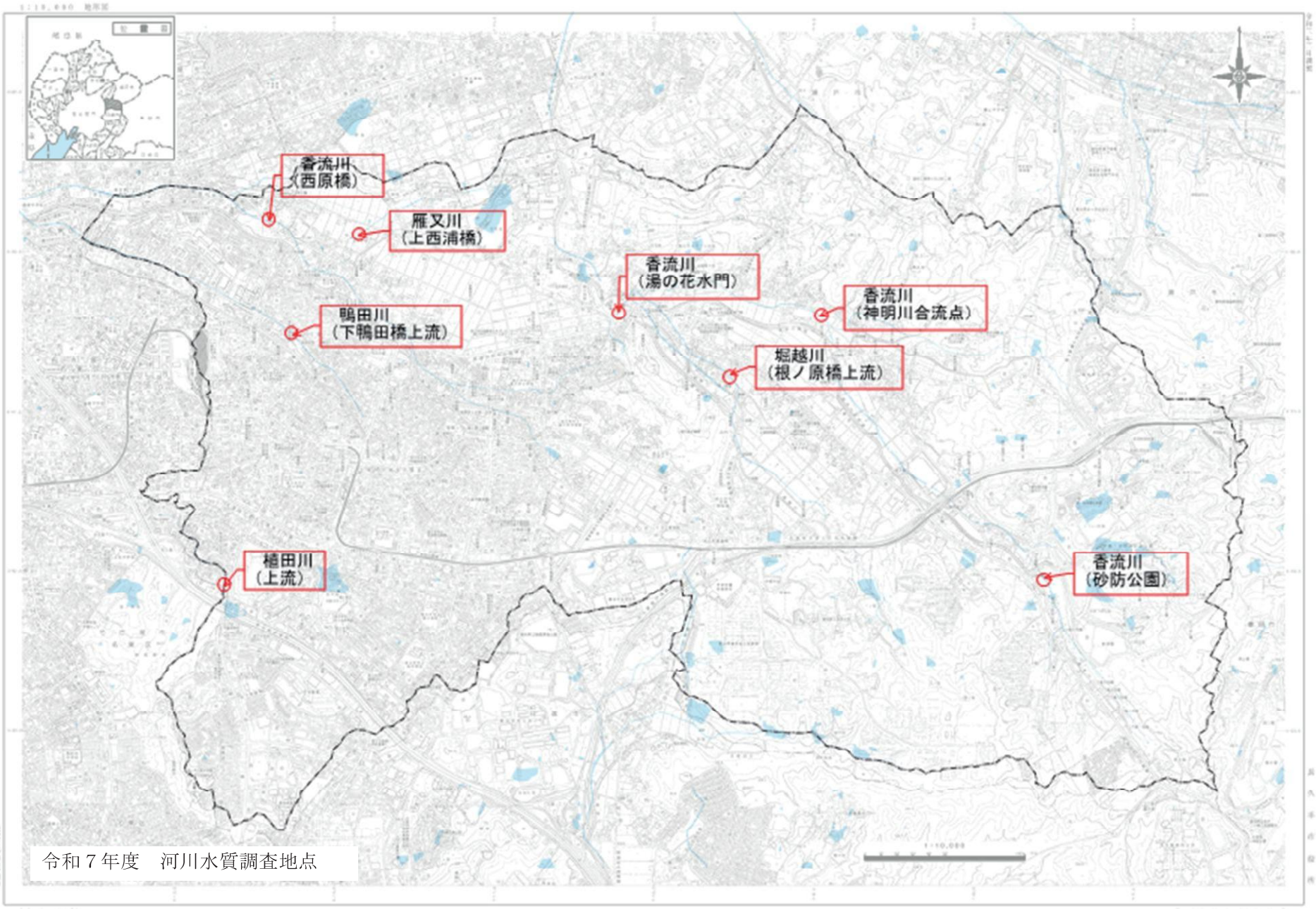

令和７年度　河川水質調査地点

2　大気

○大気汚染常時監視結果

愛知県、名古屋市、豊橋市、岡崎市及び豊田市は、大気汚染防止法第 22 条の規定に基づき、県内の大気汚染状況を常時監視しています。

長久手市には、愛知県の測定所が設置されています。設置場所は、長久手中学校の横にあります。

経年変化

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
二酸化窒素 年間平均	0.010	0.009	0.008	0.007	0.007	0.006	0.007	0.007	0.007	0.007
浮遊粒子状物質 年間平均	0.019	0.017	0.017	0.017	0.011	0.010	0.011	0.012	0.012	0.013
光化学オキシダントの昼間年間平均	0.034	0.032	0.033	0.031	0.032	0.033	0.032	0.033	0.035	0.035

（資料：愛知県環境部）

	年平均値	環境基準との対比				1時間値の最高値	98%値評価による日平均値が0.06ppmを超えた日数	環境基準の達成状況(長期的評価)
		1日平均値が0.06ppmを越えた日数とその割合		1日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数とその割合				
	ppm	日	%	日	%	ppm	日	
令和7年度 二酸化窒素	0.007	0	0.0	0	0.0	0.037	0	○

二酸化窒素	
環境基準	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。（昭和53年7月11日環境庁告示）
評価方法	年間における1日平均値のうち低い方から98%に相当するものが0.06ppm以下であること。（昭和53年7月17日付け環大企第262号）

令和7度 浮遊粒子状物質	年 平均値	環境基準との対比				1日平均値の2%除外値	1日平均値が0.10mg/㎥を越えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の達成状況(長期的評価)
		1時間値が0.20mg/㎥を越えた時間数とその割合		1日平均値が0.10mg/㎥を超えた日数とその割合				
	ppm	時間	%	日	%	ppm		
	0.013	0	0.0	0	0.0	0.033	無	○

浮遊粒子状物質	
環境基準	1時間値の1日平均値が0.10mg/㎥以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/㎥以下であること。 (昭和48年5月8日環境庁告示)
評価方法	年間にわたる1日平均値である測定値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあたるものを除外した値が0.10mg/㎥以下であること。 ただし、1日平均値が0.10mg/㎥を超えた日が2日以上連続しないこと。 (昭和48年6月12日付け環大企第143号)

令和7年度 光化学ｵｷｼﾀﾞﾝﾄ	昼間年平均値	環境基準との対比				昼間の1時間値が0.12ppm以上となった時間数及び日数とその割合				昼間の1時間値の最高値	環境基準の達成状況
		昼間の1時間値が0.06ppmを越えた時間数及び日数とその割合									
	ppm	時間	%	日	%	時間	%	日	%	ppm	
	0.035	438	8.0	87	23.8	0	0.0	0	0.0	0.109	×

光化学オキシダント	
環境基準	1時間値が0.06ppm以下であること。 (昭和48年5月8日環境庁告示)
評価方法	年間を通じて1時間値が0.06ppm以下であること。 ただし、5時から20時の昼間時間帯について評価する。

◆ 光化学スモッグ

光化学スモッグは、4月から10月にかけて、気温が高くなり、風が弱くて、日差しの強い日に発生しやすくなります。愛知県では、光化学スモッグ予報等の発令をしております。

※発令基準

予報…オキシダント濃度が0.08ppm以上となり、かつ、気象状況からみて注意報以上の状態が発生することが予想されるとき

注意報…オキシダント濃度が0.12ppm以上となり、かつ、気象状況からみてその状態が継続すると認められるとき

警報…オキシダント濃度が0.24ppm以上となり、かつ、気象状況からみてその状態が継続すると認められるとき

光化学スモッグが発生した場合に、「眼がちかちかする。」、「のどが痛い。」などの症状がでたときは、洗眼やうがいを十分に行い、涼しい屋内で休息してください。

(資料:愛知県環境部)

○ 愛知県大気環境測定車による道路沿線調査

愛知県は、長久手市の主要道路周辺における自動車排気ガスの大気汚染への影響を大気環境測定車により調査を行いました。

期　間:令和7(2025)年８月５日～令和７(2025)年8月27日

調査道路：県道力石名古屋線

調査項目：二酸化硫黄（SO_2），浮遊粒子状物質（ＳＰＭ），光化学オキシダント（Ox），一酸化炭素（ＣＯ），二酸化窒素（NO_2）

	SO_2(ppm)	SPM(mg/㎥)	Ox(ppm)	CO(ppm)	NO_2(ppm)
期間平均値	0.002	0.017	0.035	0.2	0.006
１時間値の最高値	0.005	0.034	0.096	0.6	0.024
日平均値の最高値	0.003	0.029	0.051	0.3	0.011

※　光化学オキシダントについては、昼間（6時から20時まで）の時間値から算出。

※　日平均値の最高値は、1日の測定時間が20時間以上の日の平均値から算出。

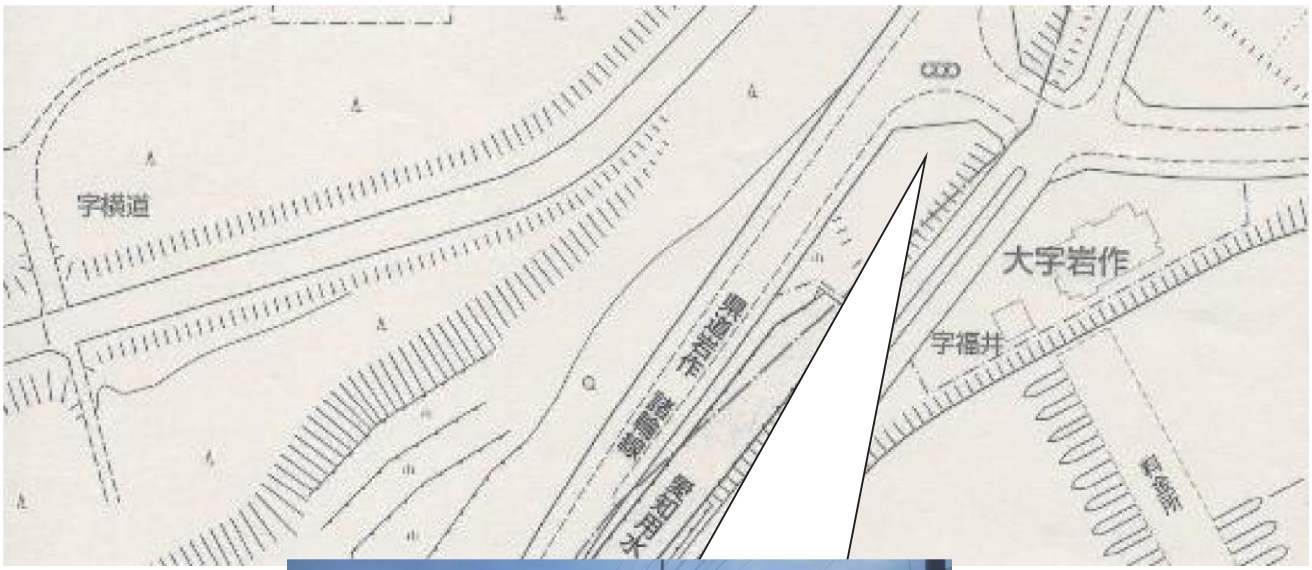



3　騒音

○　令和７年度自動車騒音常時監視調査

◆　自動車騒音常時監視調査

自動車騒音に係る環境基準の達成状況を把握し、自動車騒音に係る要請限度の超過状況を把握するため、騒音調査を行いました。

・ 調査結果

道路名	調査地点	調査期間
県道力石名古屋線	長久手市杁ケ池	R8.1.27～R8.1.28
県道力石名古屋線	長久手市久保山	R8.1.27～R8.1.28

・ 評価(LAeq)　　(注)○要請限度以下　×要請限度超過

	県道力石名古屋線(杁ヶ池)		県道力石名古屋線(久保山)	
時間帯	昼間	夜間	昼間	夜間
要請限度	75dB	70dB	75dB	70dB
測定結果	72dB	66dB	66dB	62dB
評　価	○	○	○	○

(参考)自動車騒音に係る要請限度　　(昼間:7 時から 20 時　夜間:20 時から翌朝 7 時)

区域区分	時間の区分	道路に面する区域		幹線道路近接区域
		1 車線	2 車線以上	
第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域及び第 2 種中高層住居専用地域	昼間	65dB	70dB	昼間 75dB 夜間 70dB
	夜間	55dB	65dB	
第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域及び都市計画区域で用途地域の定められていない地域	昼間	65dB	75dB	
	夜間	55dB	70dB	
近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域	昼間	75dB	75dB	
	夜間	70dB	70dB	

※　要請限度とは、自動車騒音がその限度を超えていることにより、道路の周辺の生活環境が著しく損なわれていると認められるときに、市町村長が県公安委員会に道路交通法の規定による措置を執るよう要請する際の限度。

＜自動車騒音に係る環境基準＞

騒音に係る環境上の条件について、人の健康を保護し及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準。

地域類型		環境基準(LAeq)		幹線交通を担う道路に近接する空間
第 1 種低層住宅用専用地域 第 2 種低層住宅用専用地域 第 1 種中高層住宅用専用地域 第 2 種中高層住宅用専用地域	左記のうち、2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	昼間	60dB 以下	昼間 70dB 以下 夜間 65dB 以下 (全地域共通) ※備考参照
		夜間	55dB 以下	
第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域 都市計画区域で用途地域の定められていない地域	左記のうち、2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	昼間	65dB 以下	
		夜間	60dB 以下	
近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	左記のうち、車線を有する道路に面する地域	昼間	65dB 以下	
		夜間	60dB 以下	

※　LAeq:「等価騒音レベル」(Equivalent continuous A-weighted sound pressure Level)
騒音レベルが、騒音時間とともに不規則かつ大幅に変化している場合に、ある時間内で変動する騒音レベルのエネルギーに着目して時間平均値を算出したもの。

4　環境保全関係補助制度

令和７年度　住宅用地球温暖化対策設備導入促進補助金　実績

個人居宅に、新たに設置する地球温暖化対策設備に対する補助金を交付します。

令和３年度から補助要綱を一部見直しました。

・補助対象の追加

ZEH※1を対象設備に追加し、住宅の省エネルギー化、再生可能なエネルギーの導入拡大、エネルギーの地産地消、災害時に活用可能な設備導入の促進を支援をより一層促進します。

※１　ZEHとは「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス」の略称で、快適な室内環境を保ちながら、住宅の高断熱化と高効率設備により、できる限りの省エネルギーに努めるとともに、太陽光発電等によりエネルギーを創ることで、１年間で消費する住宅のエネルギー量が正味（ネット）で概ねゼロ以下となる住宅のこと。

	一体的導入（太陽光発電設備＋HEMS＋蓄電地 orV2H）	HEMS	リチウムイオン蓄電池	電気自動車等充給電設備(V2H)	ZEH（上乗せ）	合計
	10,000 円／kw（4kw上限）＋10,000 円＋50,000 円	10,000 円／件	50,000 円／件	50,000 円／件	50,000 円／件 ※2	
補助件数（件）	9	13	13	2	0	全 37 申請
補助金額（円）	882,000	130,000	650,000	100,000	0	1,762,000

※2　ZEH上乗せ加算：住宅用太陽光発電設備、家庭用エネルギー管理システム（HEMS）に加え、定置用リチウムイオン蓄電システム又は電気自動車等充給電設備（V2H）のいずれか1つを同時設置したうえで、ＺＥＨに必要な高性能外皮等を同時設置した場合。

5　環境学習の実績

○　ながくて eco チャレンジ 2025 の実施

２０５０年カーボンニュートラル実現を目指し、市民の環境意識の向上を図るため、ながくて eco チャレンジ 2025 を実施しました。自動車の利用を控えたり、照明の主電源をオフにするなど、環境に配慮した生活に挑戦していただき、達成者には、環境に良い賞品をお渡しする事業です。

事　業　期　間:令和 7(2025)年 6 月 1 日～令和 7(2025)年 6 月 30 日

エントリー者数:108 人

○　愛知県立芸術大学の学生との交流

愛知県立芸術大学の学生に、湿地の貴重な自然を見学していただきました。

日　　時:令和 7(2025)年 10 月 14 日(火)

会　　場:二ノ池湿地群

参加人数:10 人

○　環境学習会「湿地の保全活動を体験しよう」

湿地の大切さについての説明と湿地の保全活動を体験していただきました。

日　　時:令和 7(2025)年 11 月 15 日(土)

会　　場:二ノ池湿地群

参加人数:7 人

○ エコハウス見学受け入れ

日　　時:令和7(2025)年 5 月 8 日(木)

対　　象:キッズインターナショナル年長組　8 人

内　　容:ごみの減量とリサイクルについての紙芝居、クイズ・エコハウス見学

○　清掃活動

①「530(ごみゼロ)運動」

日　　時:令和 7(2025)年 5 月 25 日(日)

9 時から 10 時 30 分まで

会　　場:市内小学校、指定した公園等

参加人数:607 人

②「愛・Nクリーン」

日　　時:令和7(2025)年 12 月7日(日)

9 時 30 分から 10 時 30 分まで

会　　場:市内小学校、指定した公園等

参加人数:452 人